「ご愛顧感謝プラン定期預金」

令和8年11月2日現在

１．商品名	・金利上乗せ定期預金「ご愛顧感謝プラン定期預金」 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期[単利型]・[複利型]）
２．商品コード	・個人　００６７１１ ・法人　００６７１２
３．販売対象	・当金庫に定期預金を保有する個人・法人 ※預入金額の上限は、作成日時点のお客さまからお預かりしている当金庫の全店合算の既存定期預金残高とします。 ※満期を迎えた定期預金満期金の全部または一部が対象となります。既存定期預金の中途解約によるお預入れは対象外としますが、初回満期日を経過した既存自動継続型定期預金については本商品のお預入れ対象とします。 ※対象となる定期預金以外の既存預金・定期積金や預かり資産等、当金庫へお預けいただいている資産からの預け替えによる増額はできません。
４．お取扱い期間	・令和8年11月2日（月）～令和9年10月29日（金）まで 販売総額に達した時点で取扱中でも販売終了する場合があります。
５．お預入れ期間	・１年、２年、３年、４年、５年
６．販売総額	・１，０００億円
７．預入 （１）預入金額 （２）預入単位 （３）受付方法	・個人・個人事業主……１０万円以上 ・法人……１００万円以上 ・１円単位 ・窓口、営業担当者にて受付 ※城北アプリでのお取扱いはありません。
８．利息 （１）適用金利	・固定金利 ・お預入れ時点の各期間のスーパー定期店頭表示利率を基準金利とし、下記の所定の金利を上乗せした利率を適用します。

城北信用金庫

	預入期間　基準金利　上乗せ金利　適用金利 １年　０．５２５％　０．１００％　０．６２５％ ２年　０．５２５％　０．１００％　０．６２５％ ３年　０．８００％　０．２００％　１．０００％ ４年　０．８００％　０．２００％　１．０００％ ５年　０．９００％　０．３００％　１．２００％ ※上記金利は税引前の年利です。基準金利は令和 8 年 11 月 2 日現在のものです。 ※お預入れ時に決定した金利を、当該満期まで固定して適用します。 ※基準金利が変更された場合は、その時点の基準金利に所定の上乗せ幅を加えた金利を適用します。
（２）計算方法	・「自動継続自由金利型定期預金(M 型)規定・単利型、および同規定・複利型」に定める方法により計算します。
（３）受取方法	・「自動継続自由金利型定期預金(M 型)規定・単利型、および同規定・複利型」に定める方法によります。
（４）満期日以降の適用金利	・自動継続型とし、満期日に元金または元利金を自動的に継続します。 ・継続後は、自動継続日の店頭表示金利を適用します。
９. 中途解約時の取扱い	・中途解約利息は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算します。 ・中途解約の申出だけを理由とした個別の追加優遇は行いません。
10. 預金保険の付保	・預金保険制度の付保対象預金
11. 注意事項	・この商品は、作成日時点で当金庫に定期預金を保有するお客さまを対象とした金利優遇商品です。 ・対象となる定期預金残高は、作成日時点のお客さまからお預かりしている、全店合算の定期預金残高を基準とします。 ・既存預金・定期積金や預かり資産等からの預け替えによって、対象となる残高を増加させることはできません。 ・一般の既存普通預金は、本プランの対象となりません。 ・満期後の取扱いおよび継続後の金利については、当金庫所定の定期預金規定等によります。 ・マル優のお取扱いができます。 ・個人のお利息は源泉分離課税２０．３１５%の対象です。 ・法人のお利息は総合課税となります。 ・通帳・証書のお取扱いができます。

	・総合口座のお取扱いは不可。 ・担保（総合口座含む）への差入は不可。 ・預金保険制度の付保対象商品です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。 ・この商品の取扱方法は、金融環境等の変化により変更させていただくことがあります。 ・この商品は、金融環境等の変化により募集を中止させていただくことがあります。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（９時～１７時、電話：０３－３９１３－１１５８）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。